

## ○立川市市政情報コーナーの設置及び管理運営に関する規程

### (設置)

第1条 市その他関係団体作成のポスターの掲示及びチラシの配布をはじめ、行政資料等の閲覧などの情報発信を行うことにより市政をPRし、併せて立川市情報公開条例（平成12年立川市条例第49号）第21条の規定に基づく情報公開の総合的な推進に寄与するため、庁舎内に市政情報コーナー（以下「情報コーナー」という。）を設置する。

### (管理運営)

第2条 情報コーナーの管理運営は、行政管理部総務文書課情報公関係が行う。

### (施設)

第3条 情報コーナーに、次の各号に掲げるコーナーを設ける。

- (1) PRコーナー
- (2) 書籍販売コーナー
- (3) 書籍等閲覧コーナー（議会図書室部分を含む。）
- (4) 情報公開コーナー
- (5) 複写サービスコーナー

### (業務)

第4条 情報コーナーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市、関係官公署、市民団体等が実施する施策情報のPR、啓発用のチラシ等の配置及び掲示に関すること。
- (2) 市が発行する有償刊行物の案内及び販売に関すること。
- (3) 行政資料の閲覧、複写及び貸出しに関すること。
- (4) 情報公開制度に関する相談、案内及び受付に関すること。
- (5) 個人情報保護制度に関する相談、案内及び受付に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

2 併設する議会図書室の管理及び運営に関する事項は、議会の議長が別に定める。

### (利用者)

第5条 情報コーナーは、何人も利用することができる。ただし、次の各号に掲げる者については、利用を制限する。

- (1) 意思能力を欠く者

- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 著しく不潔な服装を身に付け、又は罵声を浴びせるなど他の人の迷惑となる者
- (4) 資料を傷つけ、又は機器を適切でない方法で利用する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、利用が適切でないと判断される者

(利用時間)

第6条 情報コーナーの利用時間は、立川市休日条例（平成元年立川市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

(複写機の利用)

第7条 情報コーナーには、資料等の複写サービス用の複写機（以下「複写機」という。）を設置し、市民等の利用に供するものとする。

2 複写機の利用に係る料金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 白黒複写 A3以下のもの 片面1枚につき10円

(2) カラー複写

ア A3 片面1枚につき80円

イ A3未満のもの 片面1枚につき50円

3 市は、複写機の利用にあたり利用者の誤操作等によって複写物に生じた損害については、賠償の責めを負わない。ただし、機器の故障による場合を除く。

4 複写した資料の著作権に関する一切の責任は、複写を行う利用者が負うものとする。